

事務連絡
平成23年3月31日

各都道府県
防災担当部（局）長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（災害復旧・復興担当）

平成23年東北地方太平洋沖地震に係る住家被害認定
迅速化のための調査方法について

「災害の被害認定基準について」（平成13年6月28日付府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）による住家の被害認定については、内閣府において「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」により、標準的な調査方法及び判定方法を示しておりますが、平成23年東北地方太平洋沖地震に係る住家被害については、迅速に認定を実施し、速やかに災証明書を発行するため、別紙のとおり簡便な調査方法をお示しすることとしました。

つきましては、貴都道府県内の市町村にもお知らせいただき、この方法を活用の上、被害認定の迅速化が図られますよう、お願ひいたします。

なお、被害認定業務の実施にあたっては、応急危険度判定士、建築士、土地家屋調査士等に委託することも可能であるので、あわせて周知いただき、必要に応じて活用されたい。

問い合わせ先
内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（災害復旧・復興担当）付
福井、藤澤
TEL03-3501-5191/FAX03-3581-8933

平成23年東北地方太平洋沖地震に係る住家被害認定の調査方法

平成23年東北地方太平洋沖地震に係る住家被害については、以下の方法による第1次調査により被害を認定し、これに基づいて、り災証明書を発行することができるとしている。

1. 津波による住家被害

津波による住家被害に関する標準的な調査・判定方法は現行の「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」では定められていないが、水流、浸水等による被害が多く発生していることから、水害の調査方法を参考にすることができると考えられる。

一方で、大量の汚泥やがれきを含んだ海水が住家に被害を及ぼしているという状況を踏まえると、一般的な水害よりも大きな住家被害が発生していることが想定される。

また、膨大な調査棟数、現在の被災市町村の被害認定業務実施体制に鑑みると、事務の大幅な簡素化が求められている。

これらの状況を踏まえ、この度の災害の津波による住家被害については、以下のとおり、第1次調査を実施する。

- ①まずは、航空写真を活用して、対象住家が津波により流失したかどうか確認。
- ②流失した住家については、全壊と判定。
- ③流失しなかった住家について、「住家被害認定調査票 津波 第1次」（別添1）を参考に、外観の目視調査だけで、全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊の被害の程度を判定。

*航空写真については、<参考1>を参照

※判定結果に納得がいかない被災者に対しては、第2次調査として、「住家被害認定調査票 水害」により外観目視調査及び内部立入調査を行い、住家の損害割合を算定し、被害の程度を判定。

なお、津波による被害にあわせ、地震被害が発生し、基礎のいずれかの辺が一見して全部破壊しており、かつ破壊している基礎の直下の地盤に地震に伴う陥没、隆起、液状化等の被害が生じている場合は、全壊と判定する。

2. 地震による住家被害

地震による住家被害については、既に大規模災害時用の調査方法が作成されているところであるが、この度の未曾有の災害にあたって、第1次調査についてさらなる簡素化を図り、以下のとおり実施する。

- ①住家被害認定調査損害割合イメージ図（別添2）により、被災した住家の屋根、壁及び基礎の外観目視調査を行い、住家の損害割合を算定し被害の程度を判定。

※判定結果に納得がいかない被災者に対しては、第2次調査として、「住家被害認定調査票 地震 第2次」により、外観目視調査及び内部立ち入り調査を行い、被害の程度を判定

※平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う津波による住家被害に限り適用

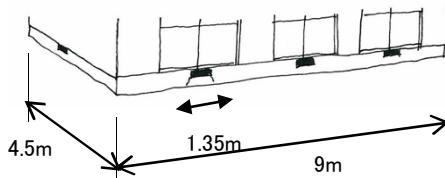
住家被害認定 調査票 津波 第1次		調査票 番号		■判定した住家の範囲が分かるように記載 配置状況
調査日	平成 年 月 日	3		
1 調査時	: ~ :			
調査員				
所在地				
世帯主				
2 住 家	<input type="checkbox"/> 住家である(居住のために使用されている)			
		住家流失	全壊	<input checked="" type="checkbox"/>
		概ね1階天井まで浸水	全壊	<input checked="" type="checkbox"/>
		床上浸水概ね1m	大規模半壊	<input checked="" type="checkbox"/>
		床上浸水	半壊	<input checked="" type="checkbox"/>
		床下浸水	一部損壊	<input checked="" type="checkbox"/>

(富士常葉大学田中教授作成の調査票を、内閣府において一部修正。)

住家被害認定調査(地震:木造・プレハブ_第1次B) 損害割合イメージ図

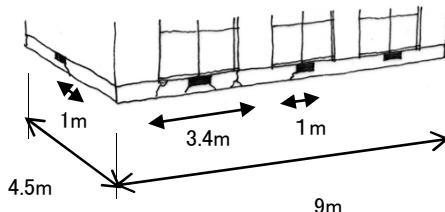
<基礎> 構成比10%

損害割合 1%



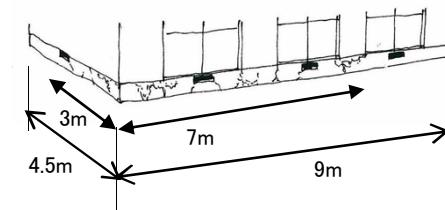
ごくわずかの部分にひび割れ

損害割合 4%



ひび割れが複数箇所に発生

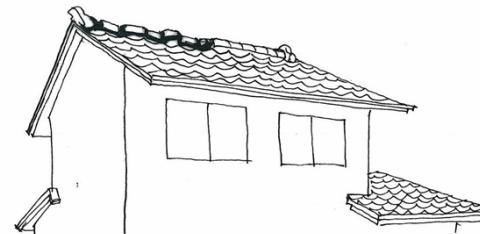
損害割合 7%



ほぼ全般的にひび割れ発生

<屋根> 構成比10%

損害割合 1%



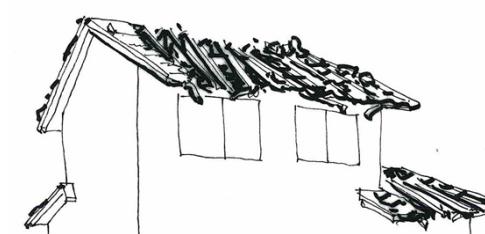
棟瓦のずれ、破損、落下が著しいが、他の瓦の損傷は少ない。

損害割合 4%



棟瓦が全面的にずれ、破損あるいは落下している。棟瓦以外の瓦のずれも著しい。

損害割合 10%



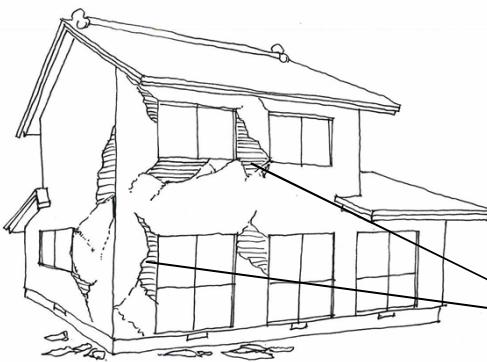
小屋組の損傷が著しく、葺材の大部分が損傷を受けている。屋根仕上面全面にわたって不陸、亀裂、剥落が見られる。

本資料では、各イメージ図において、描かれていない他の2面が、概ね同等の損傷状況である前提で、損害割合を算定している。住家の各面において損傷状況が異なる住家について、イメージ図を参考に損害割合の判定を行う際には、各面の面積を考慮して判定する必要がある。

住家被害認定調査(地震:木造・プレハブ_第1次B) 損害割合イメージ図

本資料では、各イメージ図において、描かれていない他の2面が、概ね同等の損傷状況である前提で、損傷割合を算定している。住家の各面において損傷状況が異なる住家について、イメージ図を参考に損傷割合の判定を行う際には、各面の面積を考慮して判定する必要がある。

<壁> 構成比80%



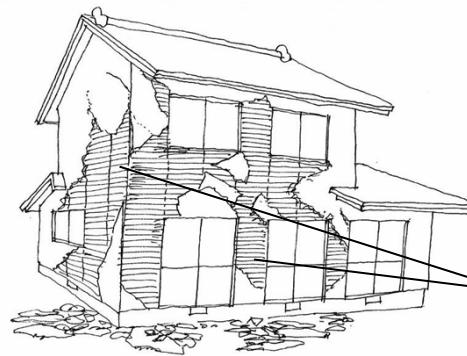
損傷割合 16%

20%程度の仕上材が脱落

仕上材が脱落している。(程度Ⅲ)

損傷割合 48%

80%程度の仕上材が脱落しており、下地材にひび割れが生じている。



下地材にひび割れが生じている。(程度Ⅳ)

損傷割合 32%

20%程度の仕上材が脱落

40%程度の仕上材が脱落し、下地材にひび割れが生じている。

仕上材が脱落している。(程度Ⅲ)

下地材にひび割れが生じている。(程度Ⅳ)

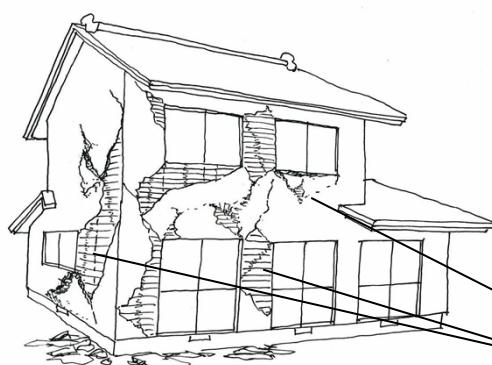
※仕上材が脱落している場合の取扱い

壁の仕上材が脱落している場合、下地材の損傷状況により、当該部分の損傷程度が以下のとおり異なることに留意して下さい。

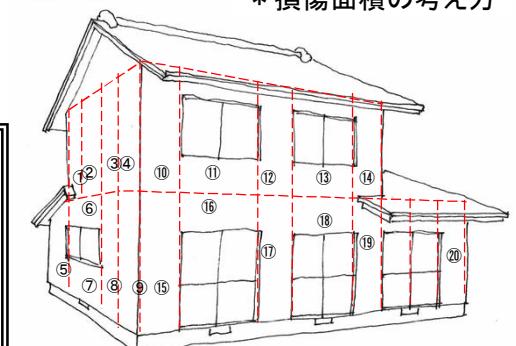
損傷なし ⇒ 程度Ⅲ(50%)

ひび割れあり ⇒ 程度Ⅳ(75%)

破損あり ⇒ 程度Ⅴ(100%)



* 損傷面積の考え方



<参考1>

1. 被災地域の航空写真については、国土地理院のHPで閲覧することができます。

http://www.gsi.go.jp/BOUSAII/h23_tohoku.html

2. 今回の災害にあたり、内閣府内に置かれたボランティアによる地図作成チーム（EMT）において、被災地域の航空写真と住宅地図を重ね合わせたものをWEB上で公開されております。

<http://www.drs.dpri.kyoto-u.ac.jp/emt/index.html>

<参考2>迅速に被災者支援を実施するための措置

1. り災証明書の発行手続の迅速化

本事務連絡に基づく住家被害認定調査の簡便化により、り災証明書発行手続の迅速化が図られる。

なお、り災証明書は、被災者生活再建支援制度をはじめとする各種被災者支援制度において、適用の判断材料として使われている。

(過去の災害において、り災証明書を判断材料とした被災者支援制度)

給付：被災者生活再建支援金、義援金

融資：(独) 住宅金融支援機構の災害復興住宅融資、災害援護資金

減免・猶予：税、社会保険料、公共料金

現物支給：災害に係る住宅の応急修理、公営住宅等の一時的な入居、応急仮設住宅の供与

2. 公営住宅の一時受け入れのための被災証明

福島県からの避難者が公営住宅への一時的な入居等のサービスを受ける際に必要な「り災証明書」については、社会的インフラストラクチャーの破壊や原発事故に伴う避難指示による避難者であることを証明する「被災証明書」により、受け入れ市町村において同様の取り扱いがなされるよう、被災者生活支援特別対策本部及び総務省から各都道府県等に対し要請している。

なお、福島県以外の県について「被災証明書」等が発行された場合の取り扱いについては、現在検討中である。

3. 被災者生活再建支援法

(1) 写真添付による申請受付

被災者生活再建支援法の支援金の支給申請の添付書類として、り災証明書が必要であるが、住宅の全壊が写真で確認できる場合には、その添付をもって申請を受け付けることも可能。

なお、り災証明書の提出を不要とするものではなく、り災証明書の発行が開始された後、遅滞なく提出することが必要である。

(2) 長期避難世帯の認定

沿岸部で大津波により地域・集落全体が壊滅的な被害を受け、社会的インフラが失われたような地域については、被災者生活再建支援法の「長期避難世帯」に該当する。

長期避難世帯に認定された場合、当該地域の被災世帯は、住家の被害の程度に関わらず、全壊世帯と同様最大300万円の支援を受けることができる。

長期避難世帯が被災者生活再建支援金の申請を行う場合、市町村が発行した「長期避難世帯に該当する旨の証明書」を添付すれば足り、「り災証明書」の添付は不要。